

京都スタジアム（仮称）に係る質疑回答（亀岡市への質問事項）

質問・意見者	意見・質問	回答
1	<p>1 アユモドキの保全について、伺いたい。</p> <p>アユモドキの天然記念物の指定状況から、文書上は生育しているとされているのは亀岡市に限定されているわけではない。京都府は、「八木町付近の桂川水系の用水路」とさえ記載している。</p> <p>亀岡市域を超えている生育実態の可能性もあり、管理団体は、京都府とすることが適切と考えられる。</p> <p>この問題を曖昧にしては、今後の保全責任や費用負担が不適切となる。</p> <p>コウノトリのように、管理団体を県として、兵庫県立コウノトリ郷公園のような研究活動、普及活動、多くの方が参加できる形を作るため、「京都・亀岡保津川公園予定地」は、事業主体の変更も含めて京都府に働きかけるべきと考えるが、市の見解を伺いたい。これは、桂川右岸（以下「従前の予定地」という。）をスタジアム建設予定地として選定した京都府の責任も大きいことも理由の一つである。</p> <p>また、指定にかかる文化庁の手續に瑕疵がないか調査しておくことも必要と思われる。</p> <p>アユモドキの天然記念物の指定については、文化庁のデータベースでは次のように記載されている。</p> <p>指 定 年 月 日 : 1977.07.02(昭和 52.07.02)</p> <p>指 定 基 準 : (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地</p> <p>所 在 都 道 府 県 : 定めず</p> <p>所在地(市区町) : 滋賀県・京都府・岡山県</p> <p>京都府のホームページでは、選定理由として、次のように記載されている。</p> <p>国指定の天然記念物（地域定めず）であり、現在では京都府八木町付近の桂川水系の用水路と岡山県旭川水系での個体群が知られるのみで、それ以外の分布地での個体群は壊滅状態と考えられる。他方、次の事項について、亀岡市教育委員会に情報公開請求したところ文書不存在との回答であった。</p> <p>文化財保護法 第109条 第3項及び第4項に基づく通知及び掲示の処理の起案 文化財保護法 第113条に基づく、管理団体の指定の処理 文化財保護法 第115条第1項及び第2項に基づく、処置の状況起案 文化財保護法 第120条に基づく、所有者などの措置の内容の状況起案 文化財保護法 第124条に関する文化庁に関する意見照会と回答結果に関する起案など一切の資料</p>	<p>旧八木町のアユモドキについては、農業水路の冬季渇水や河川改修等により、平成5年以降は見られなくなっており、府のレッドデータブック 2015 においては「現在では京都府亀岡市付近の桂川水系の用水路、岡山県旭川水系と吉井川水系での個体群が知られるのみで、それ以外の分布地での個体群は壊滅状態と考えられる。」と記載されています。</p> <p>アユモドキの保全については、環境保全専門家会議等の意見を踏まえつつ、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（府）に基づいて、国、府、市がそれぞれの役割を分担し、地域、環境NPO等とも連携して取り組んでいくこととしています。その中で京都・亀岡保津川公園予定地については、亀岡市の所管の都市公園として、亀岡市が管理することとしています。</p>
	<p>2 上水道の問題について、伺いたい。</p> <p>従前の予定地は、大規模スポーツ施設建設計画に伴う三宅浄水場系水源影響調査業務委託報告書においては、次のように結論づけている。</p> <p>第1帯水層と第2帯水層との境界には、不透水層が存在しないため、水源井戸の運転に伴い、第1帯水層の下限層界面付近では、第2帯水層上部層と共有する流れが発生することも考えられる。このため、第一帯水層に対する工事であっても、水源井戸への影響を与える可能性が考えられる。</p> <p>京都スタジアム（仮称）整備事業に係る環境への影響について（以下「事業評価書」という。）では、アユモドキの保全の観点での解析しか実施されず、取水井戸への影響は調査されていない。</p> <p>七谷川由来・愛宕谷川由来の地下水、桂川由来の地下水、西山方面由来の地下水等が、駅北地区の地下を經由して取水井戸には絶対に影響を与えないかは調査されていない。地下水の流れは全てが実証されていないものであるため、次の点について伺いたい。</p> <p>ア 不透水層の連続性の状況確認の範囲及び取水井戸に関する水脈調査の範囲をスタジアム予定地まで範囲を広げて実施すること。</p>	<p>市民説明会の質疑で回答したとおり、広範囲における地下水の流れや水位の調査結果から、水道水源に直接的な影響はないと考えています。</p> <p>事業評価調書に記載されていますが、本スタジアムの工事の中で、地下水に影響を及ぼす可能性のある工事は基礎杭のみで、この基礎杭工事による地下水の詳細解析を行ったところ、地下水位差が生じる範囲・場所は、時期により変化するものの、その変動範囲はJRアンダーパス及びスタジアム周辺に限られ、水位差も+3～-2cmと少なく、曾我谷川・桂川まで至らないことが判明しました。また、地下水量についても時期により変化するものの、総量で0.6～1.1%の減少であり、これは日常的に起きている程度のものであります。</p> <p>また、基礎杭工事はセメントミルクを使用しない鉄製の杭を回転しながら打ち込む工事であり、水道法の51項目の水質基準に影響を与える物質は使用しません。濁度についても、施工事例を基に影響を確認するとともに、地下水の流下方向から影響はないと考えています。</p>

<p>イ 水道法の50項目の水質基準に影響を与える物質を使わないこと、影響を与える工法を取らないことを京都府に申し入れること。</p>	<p>3 亀岡駅北土地区画整理組合に対する指導の在り方について、伺いたい。</p> <p>埋立土砂の土質検査については、当初、亀岡市は積極的でなかった。様々な要請があつてようやく土質検査結果の提出を求めた経緯がある。これは、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を正確に理解していないことから生じたものである。第7条で府民の協力が定められており、第9条で埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止等、第28条の報告の徴収及び立入検査も、許可事業かどうかと関係なく定められているにもかかわらず、この条例の趣旨を活かさず、「協力してもらった」とかの発言や、遠方のため現地は見えていないとは、亀岡駅北土地区画整理組合に弱腰と言われても仕方がない行政の姿勢である。</p> <p>自ら組合員だから甘い対応であつたと解釈され兼ねないと考えられるが、今までの指導姿勢及び今後の指導の在り方について伺いたい。</p> <p>また、道路使用について、情報公開請求するまで放置した姿勢も、その体質が現れているのではないか、どう対処されたか回答願いたい。</p> <p>亀岡市、府が用地取得されれば、組合員数は100名を切るのではとも思われるがどうか。その場合、総代会は廃止されるのかお教え願いたい。</p>	<p>亀岡駅北土地区画整理事業地の盛土につきましては、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則」の規定により、許可を受けることは求められていません。また埋立基準に関する土質検査につきましても、求められていないところですが、搬入土量の多くを占める桂川高水敷掘削土や新名神工事建設発生土は組合等で検査を実施し、民間工事の建設発生土は搬出元等で検査を実施し、いずれも基準値以内であることを確認した上で、搬入されているものであり、亀岡市としましては、報告徴収等の権限を市として有しているわけではありませんが、条例の趣旨を踏まえて確認をしているところです。</p> <p>市道亀岡駅北線における、防塵シートの道路（法面）使用につきましては、道路法に基づく手続きの履行を指導し、適正に手続きが行われています。</p> <p>亀岡駅北土地区画整理組合では、組合設立以降、土地区画整理法第36条1項に基づき総会に代わりその権限を行うために総代会を設けていましたが、京都スタジアム（仮称）に係る京都府・亀岡市が用地買収したことにより、組合員の数が100人を切ることとなり、議決機関として、今後は総会制に移行されることとなります。</p>
<p>4 京都・亀岡保津川公園予定地の買収に至る経緯及び管理のあり方について、伺いたい。</p> <p>(1) アユモドキについての調査検討が進展する前に、従前の予定地を購入決定し、都市計画決定を行い、都市計画公園予定地とされたのか、経緯、責任問題が明らかにされていない。このことが、結果的に用地の二重買収と、京都・亀岡保津川公園予定地の放置につながったのである。</p> <p>(2) 主な経緯は次の通りである。</p> <p>ア 平成24年11月20日開催の「専用球技場用地調査報告」及び第8回専用球技場用地調査委員会において亀岡市の調査表には、次のように記載されている。</p> <p>借地権設定後、法手続きに時間が必要 ※都市計画法→開発許可、農地法→農地転用、農振法→農振地域の指定解除（都市公園にした場合は転用許可不要） ★この調査表には、農振地域指定解除ができれば、市街化調整区域での開発許可が得られるとの無知な考えがある。</p> <p>イ 平成24年12月26日前栗山市長は、誘致決定と発言している。</p> <p>ウ 平成25年1月11日に開催された「亀岡市サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する方針について市からの事情聴取のための会議」では、次のような京都府職員の発言がなされている。（京都府側の記録による。）</p> <p>府スポーツ振興室参事の発言：遊水池を埋め立てることになるので、京都市にも影響していくこととなるが河川改修を含めて亀岡市が主体的にやっていくということで考えて良いか。</p> <p>これに対して、亀岡市は、「アユモドキの保全については主体的に亀岡でやるつもりであるが、河川改修も含めて何もかもというわけにはいかない。」と回答している。</p> <p>また、自然環境保全課から「アユモドキなど…保全対策について大きな方向性。大きな考え方を示さないと、環境庁や文化庁、本府の許可も含めてストップする可能性がある。」</p> <p>まとめとして、「アユモドキの保全などについて、今後、専門家による委員会を設置しての検討や調査、保全対策など、具体的な取組を府市で協力して行っていく必要があることについて、共通の認識を持った。」と記載されている。</p> <p>エ 平成25年3月12日日本魚類学会会長から山田知事・栗山市長あてに、「本学会は、水田周辺に維持されてきたアユモドキを象徴とする貴重な湿地生態系の将来にわたる保全と市民社会における活用の観点から、一旦計画を白紙に戻し、科学的調査と合理的判断に基づいて、当地におけるスポーツ施設の建設の妥当性について、再検討いただくことを強く求めます」との緊急要請が出ている。</p>	<p>京都・亀岡保津川公園にスタジアムを誘致するための諸手続き等については、当該時点における様々な状況を総合的に勘案する中で適正に進めてまいりました。</p> <p>また、京都・亀岡保津川公園用地の管理については、アユモドキ保全のための配慮が特に必要であり、そのための水田環境の維持や環境保全専門家会議の意見を反映する等の柔軟な対応が必要となります。そのため、現地においてアユモドキ保全に尽力し、農地管理の実績も十分である農事組合法人ほづに管理を委託しているところですが、今後必要となる維持管理の内容の変更も想定されることから、委託方法等についても検討していくこととなります。</p> <p>電柱等については、都市公園法に基づき所定の占用手続きを関係者から提出を求め整理していくこととしています。</p> <p>京都・亀岡保津川公園の活用方策については、本市の中心拠点である JR 亀岡駅の北側の好立地を活かし、屋外での憩いや休息、農業体験等を含めた総合利用による地域のにぎわいと交流を育むとともに、アユモドキの生息環境や良好な自然環境を保全する亀岡の魅力につながる総合公園として整備を進める計画であり、今後についても、都市公園事業等の補助を活用し、専門家の意見を踏まえながら事業を進める考えです。</p> <p>なお、「平成29年6月8日開催の京都スタジアム（仮称）検討特別委員会で環境保全専門家会議の座長の村上氏が述べた内容に、従前の予定地からの変更については、前市長時代に内諾を得ているとの発言があつた。」とされていますが、村上座長の発言はそのような趣旨ではありません。平成29年6月8日開催の京都スタジアム（仮称）検討特別委員会において村上座長は、「サンクチュアリ（共生ゾーン）は、水田があつてこそそのものであるが、都市計画区域にできると農業ができなくなる。これは水田がなくなるということである。従って、その点については、都市計画区域に入れることに反対した。その時の市長が、『何か問題があれば計画を再考する』と断言した。その時に、ある人が『あなたが代わったらどうなるのか』と言ったが、これに市長は、『これは亀岡市としての発言である。責任を持つ』という話をされ、計画を認めることとなった。これでスタートしたのがいきさつである。」と発言されています。つまり、前市長は、公園の都市計画決定後においてアユモドキの保全上計画変更が必要となれば、亀岡市が責任をもって対応する旨の発言をしたものであり、建設予定地を変更する旨の発言は一切しておりませんし、従前の予定地からの変更について前市長時代に内諾を得ているという事実は全くございません。</p>	

	<p>平成26年4月23日には（公財）世界自然保護基金ジャパン会長徳川恒孝氏から山田知事・栗山市長あて、種の保存法政令指定種アユモドキの生息地における亀岡市都市計画および京都スタジアム（仮称）の計画に対する要望書が出されている。</p> <p>オ これらの経緯にかかわらず、亀岡市は次の手続を進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月14日及び15日の新聞報道によると、亀岡市が全用地について、買収の方向に転換したとされている。 平成26年5月12日 京都・亀岡保津川公園都市計画決定 この公園は亀岡市都市計画マスタープランにも記載されていないので都市計画法第6条の2第3項に違反し、手続としても不適切である。なお、この「京都・亀岡保津川公園」都市計画原案に係る公聴会については、亀岡市幹部職員が賛成意見の口述人を募るといった問題行動を起こしている。 平成27年12月市議会において、都市公園法で定める建坪率の参酌基準を利用して、亀岡市都市公園条例の一部改正を行うとともに、都市公園を設置すべき区域の決定の議案を提出した。（提案は桂川市長就任後であるが、実際の事務は前栗山市長時代に準備がされている。） 平成29年6月8日開催の京都スタジアム（仮称）検討特別委員会で環境保全専門家会議座長の村上氏が述べた内容に、従前の予定地からの変更については、前市長時代に内諾を得ているとの発言があった。 <p>(3) 以上の経緯から、明らかになることは、前栗山市長が従前の予定地を決め、買収を行い、従前の予定地を変更することを受け入れたのである。</p> <p>しかし、経緯から判断すれば、買収までに環境保護団体の動きや京都府の自然環境保全課の意見などから、従前の予定地は困難であることは明白であり、買収をストップしなかった前栗山市長の判断と、それを支えなかった当時の幹部職員の責任をどのように整理されるのか、伺いたい。</p> <p>また、買収後も、建坪率の改正や、都市公園を設置すべき区域の決定を行うなどの手続を進めたため、混乱を生じさせている。その結果、京都・亀岡保津川公園は、すでに都市公園法が一部適用されているにもかかわらず、管理業務委託契約が農事組合法人ほづと締結されている。土地の維持管理をこのように管理委託し、かつ、これに関する委託料から稲作収入を相殺することは総計予算主義に反しないか、法的にどう整理されているのか、電柱等は亀岡市都市公園条例による手続がされていないが、どう整理されるのか伺いたい。</p> <p>しかも、何故、前栗山市長は、従前の予定地の変更を内諾し（村上氏の言）つつ、公園予定地編入や建坪率改正を行ったのか。その経緯と真相を伺いたい。</p> <p>都市公園であっても、環境保全専門家会議の動向から、都市公園事業費補助でなく、緑地環境整備総合支援事業などを選択することにより、もっと実態に即した整備を進めることができたと思うが、市の見解を伺いたい。</p>	
<p>5 駐車場・交通問題について、伺いたい。</p> <p>(1) 工事車両の問題</p> <p>工事車両のルートは、車両別交通量、時間帯などを、例外的なルートも含めて明確にするとともに、事業評価書に記載された特定の1自治会だけでなく、関係する全ての地域や事業所に対して、事業者の京都府が実施されるべきと思うが、市の見解を伺いたい。</p> <p>想定されているルートについても、宇津根橋の架け替えが間に合わず対応可能か、また、保津橋の交差点でのトレーラーの左折が可能かなど、検討されているのか。工事のために交通規制を行うのならば、市民・事業活動に影響も考えられるので、京都府に具体的な計画を明確にさせ、関係地域や事業所に対応策を説明させるべきと思うが、市はどう考えるか伺いたい。</p> <p>(2) 駐車場問題</p> <p>「亀岡運動公園の駐車場を活用して車で来場する観客をシャトルバスで輸送するなど、臨時駐車場の確保について亀岡市と連携して適切な対策を検討・実施する。」と、事業評価書では非現実的なことが記載されている。国道9号から亀岡運動公園までは約2.6kmあり、シャトルに乗る</p>		<p>(1) 工事車両の問題</p> <p>事業評価調書については、保津町を工事車両の主な通行ルートとして想定しているため、保津町と記載したもので、保津町に限定したものではありません。</p> <p>宇津根橋については、下流に新橋を建設中、現橋でも交通誘導員等の安全対策を実施することで対応が可能ですが、月読橋を通行するルートも含めて検討されているところです。</p> <p>市民説明会の質疑で京都府が回答したとおり、工事車両の通行ルートについては、今後、関係する地元自治会等への説明会し、ルート、時間帯などについて協議されます。</p> <p>(2) 駐車場問題</p> <p>シャトルバスの運行については、土地区画整理事業地内のJRアンダーパス道路の利用など様々なアクセスルートが考えられます。周辺道路の状況や観客の来場方法を調査・検討し、円滑な交通誘導を図るとともに、渋滞の悪化や生活道路への通過交通の進入を抑制するような規制も含めて、今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。</p> <p>亀岡運動公園のプール利用者との調整については、7・8月のJリーグの試合の開催時間は19時が</p>

としても、宇津根経由なら約9kmもあり、これらの往復だけでもどれだけの余分な時間がかかるのかシミュレーションもしないで候補地と記載することは、大きな問題である。

また、亀岡運動公園のプールは、17時まで開場されている。一方、サンガの2016年の7月、8月の試合の開催時間は、18:04開催が1試合のみであり、残り5試合が19:04開催である。試合開始3時間前には会場に訪れる方は、19:04開催でも、16時にはスタジアムに来られる。亀岡運動公園に到着する時間は、シャトル運送時間を入れると15時30分ごろからになると予測され、プール利用客と完全に重なる無理な計画である。

このことは、検討不足の内容を事業評価書に記載した京都府の責任であるが、亀岡市としては、十分に調査し、交通量を測定させ、必要ならば、国道372号の縦貫側道から、亀岡運動公園まで4車化しないと対応できないと、京都府に主張すべきと思われる。どうされるのか伺いたい。

シャトルで輸送するならば、スタジアムそのものが亀岡運動公園付近の方が適切だとの意見を否定しがたくなるが、いかが考えられているのか。

時間帯別、交通シミュレーションができていないため、ますます結論を見えなくさせている。交通シミュレーションの早急な実施は、市議会京都スタジアム（仮称）検討特別委員会の指摘要望事項でもあり、市としてどうするのか伺いたい。

(3) 交通計画

ア 私は、サンガの入場者数を8000人と仮定し、鉄道利用を5割として、車は1台3人乗りで1333台、関係者、マスコミ、車でしか移動できない方を併せて、1500台と少な目に推定し、うち1200台が、国道9号を渡るか、通ると仮定し、交差点での渋滞時間を算定した。交差点は、宇津根、加塚、クニッテル、平和堂前の主要交差点4箇所と、王将前など地元しか知らない交差点を1箇所分とし、計5箇所として、1回の青信号で国道を左折できる車両数から、1箇所当たり240台通過できる時間を予測した。

その結果、16時20分過ぎのクニッテルで渋滞は3時間を超え、平和堂前は3時間弱となった。大きな原因は、歩行者等の横断が多く、左折と直進が同じ車線であることから、左折車線の設置などが課題と考えた。京都府は、実態把握を行い、予測、対応策を示すべきであるが、市はそのためどうされるのか、伺いたい。

イ サッカー、ラグビーの観客は、試合の3時間前には開場を待っている。帰宅は一気に、30分も過ぎればほとんどの方がいなくなるのが他のスタジアムの実態である。

事業評価書のように2時間を待つ方は、他のスタジアムの事例ではほとんどない。買い物に2時間使ってもらおうと回答した京都府職員の発言は単なる期待感だけで、現実性がない。J2は土曜日開催できると説明するのならば、サンガから年間の試合開催予定日を報告させ、スタジアム利用計画に当て込み、それをもとに環境評価アセスメントを実施すべきである。現実には、買い物は試合開催前にするであろうし、毎回買い物をするものではない。土曜日の開催で説明しようとするならば、日曜日にも働く方がいる現実を無視したことになる。お客さんのニーズの長期的動向を考えない空論である。

お客さんが気持ちよく来られて、帰られる環境作りは、京都府・亀岡市に求められる基本姿勢と思われる。市はどう対処されるのか伺いたい。

通勤通学客が多い、17時台、18時台に車両増便、増車両がどれだけ可能なのか。府に明確にするよう申し入れなどされないのか伺いたい。

京都市内と違い丹波以北は車社会である。どのような方が不便な電車で来るのか。亀岡市民でも車か、バイク等がほとんどと思われる。大都市部のスタジアムの事例等を挙げて、京都府職員は説明したが、亀岡の場合、府のいう鉄軌道主体の交通計画が果たして可能か、検証の上、伺いたい。

ウ 市民や事業所は、国道9号の渋滞の悪化と、生活道路への侵入を危惧している。

国道9号の渋滞を放置し、府道枚方亀岡線、亀岡園部線は市の中心部が、王子並河線は全線が馬車道時代のままである。これは放置した府の責任である。

基本となります。また、試合開始の3時間前に来場する方もおられますが、その数は多くないことから、事前に周知することで混乱を回避することが可能と考えています。

(3) 交通計画

来場者の交通アクセスについては、公共交通機関の利用を最優先とし、公共交通機関では来場しにくい利用者のため、京都縦貫道亀岡ICに近い亀岡運動公園の駐車場の活用・シャトルバスの運行などについて、京都府と連携して適切な対策を検討・実施することとしています。

また、周辺道路の状況や観客の来場方法を調査・検討し、円滑な交通誘導を図るとともに、渋滞の悪化や生活道路への通過交通の進入を抑制するような規制も含めて、今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。

JRの輸送能力については、最も過密となる17時台は、亀岡駅→京都駅間において現在運行されている特急を除く普通及び快速列車は1時間当たり6本で、現行の編成でも車両定員で約5,000人の輸送が可能です。この6本のうち4両編成が3本、6両編成が1本、8両編成が2本となっていますが、4両編成3本については増結が可能です。現在の京都サンガF.C.の観戦直後の阪急電車の混雑度が200～250%であることを踏まえると、現在の運行本数でも1時間当たり10,000人程度の輸送は可能ですが、今後、Jリーグの試合日程、開催時間などを含め、総合的に調整し、適切な対策を検討・実施することとしています。

渋滞については、周辺道路の状況や観客の来場方法の実態などを調査・検討し、円滑な交通誘導を図るとともに、生活道路への通過交通の進入を抑制するような規制も含めて、今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。

<p>京丹波町では国道9号が4車、南丹市では市街地を避ける八木東インター線と、新しい橋が追加された。</p> <p>道路状況を見無視して、市の中心部を挟む桂川右岸を選定したのは京都府である。</p> <p>市道クニッテル通りは、一部亀岡園部線と王子並河線のバイパス機能を果たしている。府道と重複させ、左折車線の設置などの整備は、府で実施すべきである。</p> <p>なお、新たに市道認定された府道郷ノ口余部線と亀岡ICをつなぐ路線は、沓掛ICから亀岡ICまでの料金が篠ICと同様になれば有効な路線と考えられるが、市も取り組まれているが、本来なら府管理道路とすべきと思われる。ただ、この路線の機能と、亀岡運動公園を臨時駐車場とすることは、道路計画としてそぐわないと思われる。府市の調整を十分に行われるようお願いしたい。</p> <p>渋滞問題は、亀岡市中心部における道路整備を軽視した府の長年(戦後から現在まで一貫した姿勢である。)の取組の弱さにある。府の責任で早急な対策を求めるべきと思うが、市の見解を伺いたい。</p>	
<p>6 亀岡駅北土地区画整理事業地の評価等について、伺いたい。</p> <p>亀岡駅北土地区画整理事業地(以下「駅北地区」という。)の治水以外(治水問題は次の項目で質問する。)の次の問題について、亀岡市は、事業認可の際、どのように評価されているのか、伺いたい。</p> <p>ア 地震ハザードマップでは、震度6弱の30年間の発生確率が35%を超える地域であるが地区計画等でそのことを留意した記述がないこと。</p> <p>イ 環境保全専門家会議で、地下水保全を提言されているにも関わらず、地区計画等で、地下水保全の措置</p> <p>例えば、レインガーデンや、緑の空間の確保、舗装は最小限とし、透水性舗装などを、地区計画で定めなかったのか。また、地下水保全のため、くい打ちの際は、事前の地下水脈調査を義務づけるべきである。</p> <p>京都府の調査はスタジアムに関する水脈調査が行われたものであり、北地区全体に関するものではない。</p> <p>ウ 災害からの安全な京都づくり条例では、次のように定めている。このことも土地所有者には周知すべきだと思われるが、どう考えられているのか、伺いたい。</p> <p>(土地等の雨水貯留浸透機能の確保)</p> <p>第25条 土地又は施設(以下「土地等」という。)の所有者又は管理者は、降雨による浸水の発生が抑制され、又は浸水による被害が軽減されるよう、当該土地等に雨水貯留浸透機能(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。)を備えるよう努めるとともに、これを維持するよう努めなければならない。</p>	<p>都市計画法により地区計画は、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を形成するために、地区計画の種類、名称、位置、区域を定め、その区域における目標、整備・開発・保全に関する方針を定めるものです。</p> <p>また、地区整備計画により、地区施設の配置及び規模、建築物等の用途制限、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度又は最低限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度等を定めることができることとなっており、その地域の建物の集団規定を補足・強化し、良好な街並み等の形成を図るために規制をするもので、平成29年4月19日付けで都市計画決定を行ったものです。</p> <p>地震ハザードマップは被害予測図であり、その情報は亀岡駅北地区のみでなく、広域的な防災情報でもあるため、法的にも地区計画に定める事項には該当しないものと考えます。</p> <p>なお、土地区画整理事業地内の建物につきましては、規模や内容が概ね決まった段階で、京都府が行った解析や保全対策などの情報を共有したうえで、組合と連携し地下水の保全に努めてまいります。</p>
<p>7 治水問題について、見解を伺いたい。</p> <p>盛土量と高水敷の掘削量の比較論は、河川専門家が書いたものと思われる内容である。遊水機能のある土地に公共施設を先行的に建設すれば、民間開発を規制できるのか、現実的に極めて困難である。開発許可不要建築物や、開発許可をせざるを得ない建築物や造成をどのように規制するのか具体策が必要であるがどう考えているのか。また、既存の違法と思われる開発行為は誰がどのように是正対応をするのか伺いたい。</p> <p>併せて、府の事業評価書では、公園エリアの西側農地の保全維持、桂川本川及び支川での新たな繁殖場所の創出など、事業主体が不明であるが、私は桂川流域全体の問題であり、府として行うべきと考えるが、市の見解を伺いたい。あいまいにすることにより、府は責任逃れを行ってきた経緯があり、明確にされたい。</p> <p>駅北地区の事業認可にあたっては、京都府は、開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)(申請者用)に基づき、雑水川への放流に同意しただけである。桂川の雑水川の霞堤の評価については、亀岡市が判断することとして、京都府は同意を求めることさえ拒否してきた経緯がある。</p>	<p>本スタジアムは既に市街化区域に編入され、土地区画整理事業を実施している土地に整備するもので遊水機能のある土地ではありません。また、市民説明会の質疑で回答したとおり、桂川沿川の市街化調整区域については、すでに、市街化を抑制すべき区域として都市的な土地利用が厳しく制限されています。例外的に、開発許可不要の農業用倉庫や、開発許可を得て農産物直売所等が建築されることはありますが、平成29年7月1日から、府管理河川の流域で行う1ha以上の開発行為については、府の「災害からの安全な京都づくり条例」により、開発事業者に対し、一定の調整池の設置が義務付けられたところです。(違法行為があれば)、当該法律の各所管行政庁が是正対応することになります。建築基準法違反であれば京都府(南丹土木事務所)が、都市計画法違反であれば亀岡市(都市計画課)が、両違反であれば両者が連携して対応します。</p> <p>アユモドキの広域的な生息環境改善については、今後、京都府と亀岡市が役割分担しながら、連携・協力して実施することとしています。</p> <p>高水敷については、掘削することによって、洪水時の桂川の水位が低下することから、中小洪水においては、霞堤内に氾濫しない、または氾濫するタイミングが遅くなるなどの効果があります。</p>

<p>最近になって、特定保留フレームに指定した際、京都府として判断したと表現を変えている。そもそも、高水敷の掘削量が、盛土量より多いため、洪水に影響しないとの判断は、同じ標高でないと成り立ちえない考え方であること、実態を見れば明らかである。市の見解を伺いたい。</p>	
<p>8 環境問題について、見解を伺いたい。</p> <p>亀岡市環境基本条例第 11 条第 1 項では、「市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」と亀岡市に環境アセスメントの実施を義務付けている。</p> <p>今まで、環境アセスメントの対象事業、手続を定める条例を定めていないから、実施しないとの姿勢であったが、そもそも定めていないことが市の怠慢である。対象事業や手続は先進市等の事例を参考にし、住民参加の制度を強化し、とりあえず要綱で定めて実施することは可能である。</p> <p>環境との共生などを強調するならば、環境アセスメントの実施は不可欠である。道路のシミュレーション、アユモドキの保全調査はその一部分に過ぎないものである。今後の環境問題に禍根を残さないようには是非実施すべきである。市の見解を伺いたい。</p> <p>事業評価書は、アユモドキの保全以外の、工事計画、交通計画、生活環境問題などについては、極めて雑な現状把握と、予測しかされていない。工事計画、交通計画は現状把握、予測さえ行われていない。したがって、環境アセスメントの実施は欠かせないことである。</p> <p>事業評価書は、騒音規制値などの間違いが多い（P 5 6 くい打ち作業のできない時間 2 2 時～翌日 6 時→正しくは午後 7 時～翌日 7 時）、（P 5 6 第一種住居区域の昼間騒音規制値は 5 5 d b 以下であるが、駅北地区で一部その規制値を超えている。）、（P 5 7 で府道亀岡停車場追分線での規制値 7 0 d b は、道路端から 1 5 m の範囲であるが、1 5 m を超えている。）。このような間違いが多い書類で、府議会、市議会、府民に間違った情報を報告したことの問題をどう整理するのか。市としての見解を伺いたい。</p>	<p>市民説明会の質疑で京都府が回答したとおり、亀岡市での環境影響評価は、アセス法と府環境影響評価条例に基づき行うほか、個別法令により必要な措置を講ずることとしています。</p> <p>府の環境影響評価条例は、土地区画整理事業では 50ha 以上 75ha 未満、レクリエーション施設も同じ面積としており、面積が 17.2ha の土地区画整理事業及び約 3ha の京都スタジアムは、府条例の対象ではないことから、環境影響評価を行っていませんが、本スタジアムにおいても、環境アセスメント法に準じた形で、アユモドキを中心とした生態系、水質、地下水などの水環境、騒音、振動、光などの住環境、更には景観など必要な環境影響評価を行い、環境保全専門家会議で了承を得ています。また、こうした取組は、国や環境保護団体・関係学会などの理解と高い評価を得ています。</p> <p>事業評価調書については、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準によるくい打ち作業のできない時間は、午後 7 時～翌日午前 7 時までですが、くい打ち作業でアースオーガーを併用する場合は振動・騒音を軽減できるため特定建設作業に該当しないことから、アースオーガーを併用する場合も考慮し 22 時～翌日 6 時と記載されています。</p> <p>事業評価調書に図示したとおり、駅北地区の第一種住居専用区域の一部で 55 dB を超える地域がありますが、55 dB を超えるくい打ち作業は、駅北の土地区画整理事業の完成前に終わることから、問題はないと考えています。</p> <p>また、事業評価調書では「府道亀岡停車場線に面する地域の B 地点では、準用する基準（6 時～22 時 70db）を 68.1db と下回っている。」と評価地点の B 地点に限定して記載されています。</p> <p>府道亀岡停車場線の道路端から 15m を超える区域も含め、騒音・振動をより軽減するため、工事実施やスタジアムの供用に当たっては、騒音等を測定し、必要な対策を実施することとしています。</p>
<p>9 市民意識の変化について、見解を伺いたい。</p> <p>誘致署名が 5 万人を超えたことが何度も言われているが、京都府はその署名趣意書に、誘致場所さえ記載されず、他府県等の方の署名があったこと、重複署名があったことなど府幹部が把握しながら、全く精査せず設置理由の一つとしている。建設場所が明らかになったことや、市の負担額が高騰することから、当時から、市民意識が大きく変わっているが、そのことを調査し、把握しているのか伺いたい。</p> <p>署名運動をされた方からもだまされたとの声も出ている。</p> <p>7 月 1 0 日に開催された説明会で、発言が許された 1 5 名中、賛成者は 1 / 3 程度であることも明確な表れである。市はどう考えているのか伺いたい。</p> <p>亀岡市議会で議決されたことだとの市長の回答は、地方自治の本旨は住民自治であることを無視した考え方である。スタジアムのように亀岡市の将来を変える大事業に市民の意見を十分に聞かないで、議会で議決されたとのみ回答することは、市議会京都スタジアム（仮称）検討特別委員会の指摘要望事項を軽く見て、責任を議会に転嫁する発言と思われるも仕方がないことである。市の見解を伺いたい。</p> <p>市議会においては、市民の不安を取り除くよう状況に応じて、説明会を実施したいとの考え方を示されているが、少なくとも 7 月 1 0 日の説明会の京都府職員の回答は、市民の不安感をますます高める内容であった。</p> <p>原因の大部分は、市内の交通状況、治水問題などを十分に把握していない京都府職員の回答内容であったが、府市の調整が十分できていないことも一要因であったと思われる。今後改善を願いたい。</p> <p>私が聞いている、経営者、近隣の方、府・市の OB の方などは、「スタジアムはどうでもよい。それよりも治水対策の推進、国道 9 号・生活道路の渋滞対策、学校教育・子育て対策など」を求めている方が、ほとんどであった。</p>	<p>市民説明会でも説明したとおり、府民・市民の方々の思いが起点となって、スタジアムを実現させようと考えており、出来るだけオープンな中で市民の方々にその議論状況や経過をご説明しながら行政を進めてきたと考えております。しかし、市民の方には様々な意見や懸念、またスタジアムを契機とした地域の活性化を願う声もありますので、それを行政としてしっかりお聞きしながら議論してきたところであり、今回専門的なことについて、環境保全専門家会議のご意見も聞きながら慎重に進め、ご理解いただけたことから、用地取得についても府・市議会のご承認いただきました。今後とも、市民の方々にもしっかり説明していきたいと考えています。</p> <p>また、この説明会では、発言者 15 名中、賛成者は 1 / 3 でしたが、質問をいただいた方は 45 名（団体）で、うち半数以上の方が賛同の意見・質問でした。</p> <p>市民説明会の質疑で回答したとおり、亀岡市が負担するスタジアムの用地購入費については、購入費全額を市債によって賄うことにより、単年度の財政負担を出来るだけ軽減したいと考えています。そうすることによって当該事業による財政的負担の平準化を図っていきたいと考えており、スタジアムの用地購入による行政サービスの低下は考えておりません。今後、必要性・緊急性のあるものから優先順位をつけるなど、「最適化の財政」の取組みにより、将来の負担を減少すべく、新規の市債発行については、年度ごとの公債費における元金償還額を原則上回ることのないよう可能な限り抑制し、健全な財政運営に努めてまいります。</p> <p>また、京都府には用地購入費の内、約 13.7 億円を負担していただいているとともに、アユモドキの広域的な生息環境改善についても、京都府と亀岡市が役割分担しながら、連携・協力して実施することとしています。</p>

<p>亀岡市は、小中学校の冷房の設置率は極めて悪いことに典型的に現れているように、行政水準については市民の批判が増加している。義務的経費さえ当初予算に計上できない状況であり、財政悪化が厳しいと思われる。</p> <p>京都府設置のスタジアムにより、今後とも亀岡市の財政負担が見込まれると考えられるので、府あげて、亀岡市への財政支援を求めないのか、市の見解を伺いたい。スタジアムのための行政水準の低下を市民は危惧している。</p>	
<p>10 スタジアムの利用計画について、伺いたい。</p> <p>(1) 京都府は、今までラグビー、アメフト、コンサートなどに使えるといているが、フィールドが使える面積があることと、現実に集客ができるトップクラスのリーグ戦などで定期的に使ってもらえるかは全く違う。</p> <p>アメフト協会、ラグビー協会、それぞれ関西レベルと日本レベルと、京都府は施設計画やリーグ戦の誘致条件など十分調整しているのか、コンサル任せにしていないのか。現実的にサッカー場で、ラグビーで使っているのはトップリーグでは3会場に過ぎない。関西アメフトでは皆無である。</p> <p>例えば、関西大学ラグビーAリーグの2016年の平均入場者数は、2471人で、最高は一位と二位が対戦した西京極陸上競技場で6768人である。リーグ戦で使ってもらえるのには、西京極陸上競技場の土日の使用料9:00~21:00の214,960円、宝が池の土日の使用料9:00~17:00として83,310円より安くできるのか。リーグ戦は一日2試合連続なので、練習グラウンドが準備できるのか。キックボールの危険性を低めるように両側のスタンドの転落防止柵の上の手すりも含めて、ピッチからの十分な高さを確保できるのかが課題である。これらができないと、親善試合は別として、常時のリーグ戦は不可能と思われる。関西学生ラグビーAリーグの一般入場料は自由席で大人1000円から1300円、高校生300円（無料の場合もある。）、中学生以下・大学関係者は無料であり、極めて苦しい運営を行っている。</p> <p>ジャパンラグビートップリーグや関西大学ラグビーAリーグ戦の誘致は可能か、府に確認願いたい。</p> <p>なお、関西学生ラグビーのBリーグ以下は、大学のグラウンドで実施されている。</p> <p>当然のことながら、スタンド下の利用ができない構造では、アメフトの実施は不可能と考える。使えるとの事業評価書の記載根拠を、府に確認願いたい。</p> <p>コンサートなどの誘致も、イベント企画会社などと、需給関係、構造上不可欠な大電源の引き込み口など不可欠な設備の有無や、施設側で準備すべきとされるものの有無など、府は十分調整しているのか、確認願いたい。</p> <p>(2) 京都府は、スタジアム建設の目的として、事業評価書で「サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールなど京都において高い需要があるにも関わらず、国際的な試合や全国的な試合の開催可能な球技場が京都府内にないこと」と記載している。しかしながら、サッカーについては、クラス1であることから、国際的な試合に使えるのは、AFCチャンピオンズリーグ（決勝トーナメント除く。）だけであることを何故に明らかにされないのか、府に確認願いたい。</p>	<p>京都府において、日本ラグビーフットボール協会、京都府ラグビーフットボール協会、関西学生アメリカンフットボール連盟と協議をしており、公式試合の開催は可能との回答をいただいております。ラグビーやアメリカンフットボールについては、メインスタンド・バックスタンドで観戦いただく計画とされています。</p> <p>また、アメリカンフットボールのフィールドは109.73m×48.76m、本スタジアムのフィールドは126m×84mなので、メインスタンド・バックスタンドから、それぞれ17.6mあることから、スタンド下がなくとも、それぞれのチームエリアは十分確保できます。甲子園や東京ドームにもスタンド下はありません。</p> <p>なお、宝ヶ池球技場にも練習グラウンドがありませんが、リーグ戦は実施されています。</p> <p>今後、地元の競技団体に協力をいただきながら、これらの試合ができるようしっかり取り組んでいきます。</p> <p>イベント系についても、大型映像装置の設置のほか、ネット環境の充実なども想定しており、電源も含め、様々なイベントにも対応できるようにしています。なお、料金も含め使用に係るルールなどについては、現在検討されているところです。</p> <p>本スタジアムは、(財団法人)日本サッカー協会のスタジアム標準のクラス1として計画されています。</p> <p>このため、スタジアム標準に明記されているとおり、国際的な試合としてはAFCチャンピオンズリーグだけでなく日本代表(OP、U20、U-17)の公式試合や親善試合の開催が可能です。</p> <p>京都府に対して、スタジアムの多機能複合化を図り、多様なスポーツ観戦をはじめ多目的な活用により、賑わいと地域経済の活性化に寄与する施設となるよう、亀岡市として引き続き要望してまいります。</p>
<p>11 スタジアム用地の管理について、伺いたい。</p> <p>スタジアム用地が京都府・亀岡市の共有に何故なったのか市民には説明されていない。共有となると、民法原則から、管理責任など持分権に従う事項が多いが、どのように整理されるかについても、市民に説明をされていない、亀岡市に不利にならないのか、なぜ、分割所有とされないのか、伺いたい。</p> <p>京都府に貸与する際には、行政財産のままではなく、用途廃止し、普通財産にしないと、目的外使用許可、営業活動の規制、管理責任など極めて複雑となり、利用者等の負担が増えるが、市の見解を伺いたい。</p>	<p>スタジアム用地については本市と京都府が共同で取得し、京都府がスタジアムを建設・運営することとなりますが、京都府知事と協定書等を締結し、用地取得や整備、運営に関する事項について定めており、亀岡市、京都府が一方的に有利・不利になることはないと考えています。</p> <p>なお、用地は市議会の議決を得て、行政財産として府に無償貸付することとしています。</p>